

岩手県国民保護計画の変更について

1 変更の趣旨

岩手県国民保護計画については、平成 18 年 1 月に策定し、平成 21 年 3 月、平成 26 年 11 月及び平成 28 年 3 月に一部変更しているものであるが、平成 29 年 12 月における国の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえ、岩手県国民保護計画を変更したものである。

2 主な変更内容

(1) 国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に係るもの

ア 「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的に偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

イ 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を、NBC 攻撃（※）等を想定した訓練内容の例示として追加

※ 核・生物・化学兵器を用いた攻撃のこと

(2) 県の組織改編に係るもの

政策企画部、ふるさと振興部及び復興防災部の設置などに伴う分掌事務の変更

(3) その他所要の変更

「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変更されたことに伴う変更

3 変更日

令和 5 年 2 月 2 日